

注記
(連結会計)

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和 59 年以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ. 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道理、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格があるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ. 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

③出資金

ア. 市場価格のあるもの

なし

イ. 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

株式会社あぐり窪川

最終仕入原価法による原価法を採用による。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 10年～50年

工作物 2年～60年

物品 3年～15年

但し、一部の連結対象団体においては定率法及び旧定額法によっています。

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。） ・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

ア. 一部事務組合等

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

イ. 第三セクター等

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち四万十町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

但し、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

③損失補償等引当金

なし

④賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていきます。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8) 消費税及び地方消費税の会計処理

ア. 一部事務組合等

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっています。

イ. 第三セクター等

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は、見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産とし計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

(10) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

なし

2 重要な会計方針の変更等（平成 28 年度における変更点）

（1）会計処理、手続の変更

なし

（2）表示方法の変更

なし

（3）資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3 重要な後発事象

（1）主要な業務の改廃

なし

（2）組織・機構の大幅な変更

なし

（3）地方財政制度の大幅な改正

なし

（4）重要な災害等の発生

なし

（5）その他の重要な後発事象

なし

4 偶発債務

（1）補償債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

なし

（2）係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

（3）その他重要な偶発債務

なし

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名				区分	連結方法	比例連結割合
連結会計	全体会計	一般会計等	一般会計	地方公共団体	全部連結	-
			住宅新築資金等貸付事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
		特別会計	国民健康保険事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
			国民健康保険大正診療所特別会計	地方公共団体	全部連結	-
			国民健康保険十和診療所特別会計	地方公共団体	全部連結	-
			大道へき地診療所特別会計	地方公共団体	全部連結	-
			後期高齢者医療事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
			介護保険事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
			簡易水道事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
			下水道事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
			農業集落排水事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
			水道事業会計	地方公共団体	全部連結	-
	第三セクター等	公益財団法人四万十公社		第三セクター等	全部連結	100.0%
		株式会社あぐり窪川		第三セクター等	全部連結	100.0%
		営農支援センター四万十株式会社		第三セクター等	比例連結	38.5%
		四万十町森林組合		第三セクター等	比例連結	33.1%
	一部事務組合等	高幡消防組合（一般会計）		一部事務組合	比例連結	33.7%
		こうち人づくり広域連合（一般会計）		一部事務組合	比例連結	2.7%
		高知県広域食肉センター事務組合（一般会計）		一部事務組合	比例連結	2.7%
		高知県市町村総合事務組合（議員公務災害補償業務）		一部事務組合	比例連結	6.5%
		高知県市町村総合事務組合（交通災害共済事業特別会計）		一部事務組合	比例連結	8.0%
		高知県市町村総合事務組合（会館建設事業特別会計）		一部事務組合	比例連結	10.1%
		高知県市町村総合事務組合（退職手当事業）		一部事務組合	みなし連結	-
		高幡広域市町村圏事務組合（一般会計）		一部事務組合	比例連結	21.9%
		高幡広域市町村圏事務組合（滞納整理事業特別会計）		一部事務組合	比例連結	36.3%
		高幡障害者支援施設組合（一般会計）		一部事務組合	比例連結	4.9%
		高幡西部特別養護老人ホーム組合（一般会計）		一部事務組合	比例連結	61.7%
		高幡西部特別養護老人ホーム組合（窪川荘会計）		一部事務組合	比例連結	99.7%
		高幡西部特別養護老人ホーム組合（四万十荘会計）		一部事務組合	比例連結	99.7%
		高知県後期高齢者医療広域連合		一部事務組合	比例連結	2.8%

連結方法は次のとおりです。

- ①地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ②一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。
また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。
ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。
- ④地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、水道整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア. 範囲 普通財産

イ. 内訳

事業用資産	18,902 千円 (18,902 千円)
-------	-----------------------

土地	18,902 千円 (18,902 千円)
----	-----------------------

平成 27 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

上記の括弧内は、貸借対照表における簿価を記載しています。